

(参考資料)

◎ 個人住民税（均等割）の非課税（相当）限度額

単位：千円

扶養人数	非課税限度額（所得） 38万円 + (基本額 [※] × 扶養人数 + 加算額 [※])	非課税相当限度額（収入） (給与収入のみの方)
1	828	1,378
2	1,108	1,680
3	1,388	2,097
4	1,668	2,497
5	1,948	2,897
6	2,228	3,297
7	2,508	3,685
8	2,788	4,035

(注)扶養人数は、同一生計配偶者（所得48万円以下の方）、扶養親族（16歳以下の方も含む）の合計人数

※基本額： 28万円

※加算額： 16.8万円（扶養親族がいる場合加算する）

扶養人数が2人以下で、申請者が、障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の方は所得135万円以下の方

お問い合わせの際には、収入や経費のわかる資料を御用意ください

【令和5年度の住民税均等割が非課税の方】

- <例> ・ R4年分確定申告書（控）
- ・ R4年分源泉徴収票
 - ・ R5年度住民税申告書（写）
 - ・ R5年度住民税課税証明書（所得と課税がわかる証明）、非課税証明書は不可
 - ・ R5年度市県民税特別徴収額の決定通知書 等

**【物価高騰の影響により令和5年1月以降の家計が急変し、
住民税均等割が非課税相当の収入（所得）となった方】**

- ・ 事業所得・不動産所得のある方
令和4年中の収入経費のわかるものとR5年1月以降の収入経費のわかるもの
- <例> ・ R4年分とR5年分の帳簿類
- ・ R4年分の確定申告書（控）、青色申告決算書、総勘定元帳
 - ・ R5年度住民税申告書（写）、収支内訳書 等
-
- ・ 給与収入のある方
 - ・ R5年1月以降の給与明細
 - ・ 年金収入のある方（非課税年金を除く）
 - ・ 該当月の年金振込通知書